

監査報告書

令和元年5月24日

社会福祉法人 太陽とみどりの里
理事長 原田理文様

監事 川井義高
監事 三鷹純

私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき、社会福祉法人太陽とみどりの里の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の、理事の職務の執行状況及び平成30年度計算関係書類と財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について下記のとおり報告いたします。

1 監査日時

令和元年5月24日（金曜日） 午前10時00分～午後3時00分

2 監査場所

太陽とみどりの里 尼子苑 会議室

3 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等からその職務の執行状況につき報告を受け、当該年度の事業報告の内容を考察し、また理事の業務執行状況を把握しました。当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産の状況については、別に作成した「監事監査チェックリスト」により監査を行い、別紙の集計表にその結果を纏め表記しました。

4 監事の意見

① 事業報告等の監査結果

- (一) 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(二) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、事業の収支及び法人の財産など全ての重要な点について適正に示しているものと認めます。

5 指摘事項

「監事監査チェックリスト集計表」（別紙）のNO.18「内部監査」では、昨年の決算監査の改善点として、「監事監査と監査内容が類似しており、必要性と実効性について検討されたい」との指示をしていましたが、具体的に進展無く、今回指摘に挙げ再度改善を求めます。

以上

監事監査チェックリスト集計表(平成30年度)

※本表は、別に作成した項目別チェックリスト表の「チェックポイント」に基づき、改善点を洗出し
双方協議の上、「改善すべき事項」を表記しました。

通番	点検項目	改善点		改善を要する事項
		無	有	
1	予算		○	平成31年度から従来の安来市指定管理経営が自 主経営に代わり、抜本的な経営の見直しを諼る必要 が生じている。これを具体的に変革して行くためには、拠点ごとに事業計画と予算をリンクさせた、より 積極的・効率的な予算の策定と管理が必要である。 これの早期の具体化を提言します。
2	経理体制	○		
3	会計処理の基準	○		
4	会計帳簿	○		
5	計算書類	○		
6	現金	○		
7	預貯金(積立資産を含む)	○		
8	固定資産	○		
9	リース取引	○		
10	引当金	○		
11	基本金	○		
12	その他積立金	○		
13	寄付金	○		
14	契約	○		
15	会計間の資金移動	○		
16	決算	○		
17	預り金	○		
18	内部監査	今回「指摘事項」として本表に掲載した。		